

平成 29 年 3 月 8 日
在マイアミ日本国総領事館

旅券（パスポート）の紛失・盗難事案についての注意喚起

【ポイント】

- 最近、フロリダ州内に旅行、滞在中の方が旅券を紛失したり、盗難被害に遭う事案が頻発しています。
- 紛失・盗難等に伴う、旅券の再発行には、戸籍謄本（または抄本）を日本から取り寄せ、警察署に届け出を行い、総領事館に来館の上、申請手続きをとっていただかなければなりません。
- 旅券紛失等は、大変な労力、出費を伴い、ホテルや飛行機のチェックイン等にも支障が出ます。旅券は、十分注意して管理してください。本メールご一読後、ご自身の旅券の所在を確認してください。

☆ 詳細については、以下の内容をよくお読み下さい。

【本文】

1. 現在、春の海外旅行シーズンを迎え、沢山の日本人がフロリダ州を訪問・滞在されていますが、残念なことに、ここ最近、これらの方々が旅券を紛失したり、盗難被害に遭う事案が頻発しています。また、長期在住されている方の事案も報告されています。
 - ※ 最近の紛失・盗難事例
 - ・テーマパークを訪問中、旅券の入ったポーチをカバンの中に入れていたが、翌朝確認したところ、紛失していることが分かった。
 - ・ファスト・フード店のトイレの荷物置きに旅券を置き忘れ、30分後に戻ったが、なくなっていた。
 - ・ビーチで写真撮影しようと、砂浜に旅券の入った貴重品入れを置き、1～2分目を離れた隙に盗難被害に遭った。
 - ・ビーチを散歩していた際、旅券を袋の中から落としてしまった。
 - ・部屋の大掃除をした際、誤って旅券を処分してしまった。
 - ・引越しの際、旅券を紛失してしまった。
2. 万一、紛失・盗難等のため、フロリダ州内において旅券の再発行が必要となった場合は、原則として、フロリダ州南部のマイアミ市街地に所在する当館まで来館していただいたり、戸籍謄本又は抄本を日本の家族等に至急取り寄せていただいたり、盗難の場合は最

寄りの警察署に届け出ていただくなど、各種対応が必要となり、大変な労力、出費を伴うこととなります。また、ホテルや飛行機のチェックイン等にも様々な支障が出て、ご自身の旅行・滞在計画に大きな影響が生じてしまいます。

- ・旅券が紛失、盗難等した場合の対応（当館ホームページ）

http://www.miami.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/funshitsu.html

- ・帰国のための渡航書（当館ホームページ）

http://www.miami.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/tokosho.html

※ 有効な旅券を持っておらず、緊急に日本に帰国する必要がある場合は、旅券の新規発給申請の代わりに「帰国のための渡航書」の発給を申請することができますが、渡航書は、外国から日本に帰るためだけに有効なものであって、これによる周遊は認められませんのでご注意ください。

3. 旅券は、海外における身分証明書であり、生命の次に大切なものですので、十分注意して管理してください。世界のほとんどの国が、外国人の入国・滞在を許可する条件の一つとして、旅券の携帯及び呈示を求めています。旅券は、外国滞在中に事件に巻き込まれた場合など、必要に応じていつでもどこでも呈示を求められることがあります。言葉の異なる海外にあって、旅券は、自分が何者であるか（国籍、氏名、年齢など）を具体的に証明できるほぼ唯一の手段である上、旅券には、日本国外務大臣の名前で「日本国民である本パスポートの所持人を通路故障なく旅行させ、同人に必要な保護扶助を与えられるよう、関係の諸官に要請する。」との、いわゆる「保護要請文」が記載されています。

4. つきましては、旅券の重要性を改めて認識していただくとともに、このメールをご一読された後、是非ご自身の旅券の所在を再確認してみてください。

【在マイアミ日本国総領事館】

Consulate General of Japan in Miami

80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, FL 33130

電話：305-530-9090 F A X：305-530-0950

ホームページ：<http://www.miami.us.emb-japan.go.jp>